

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の自然災害リスク

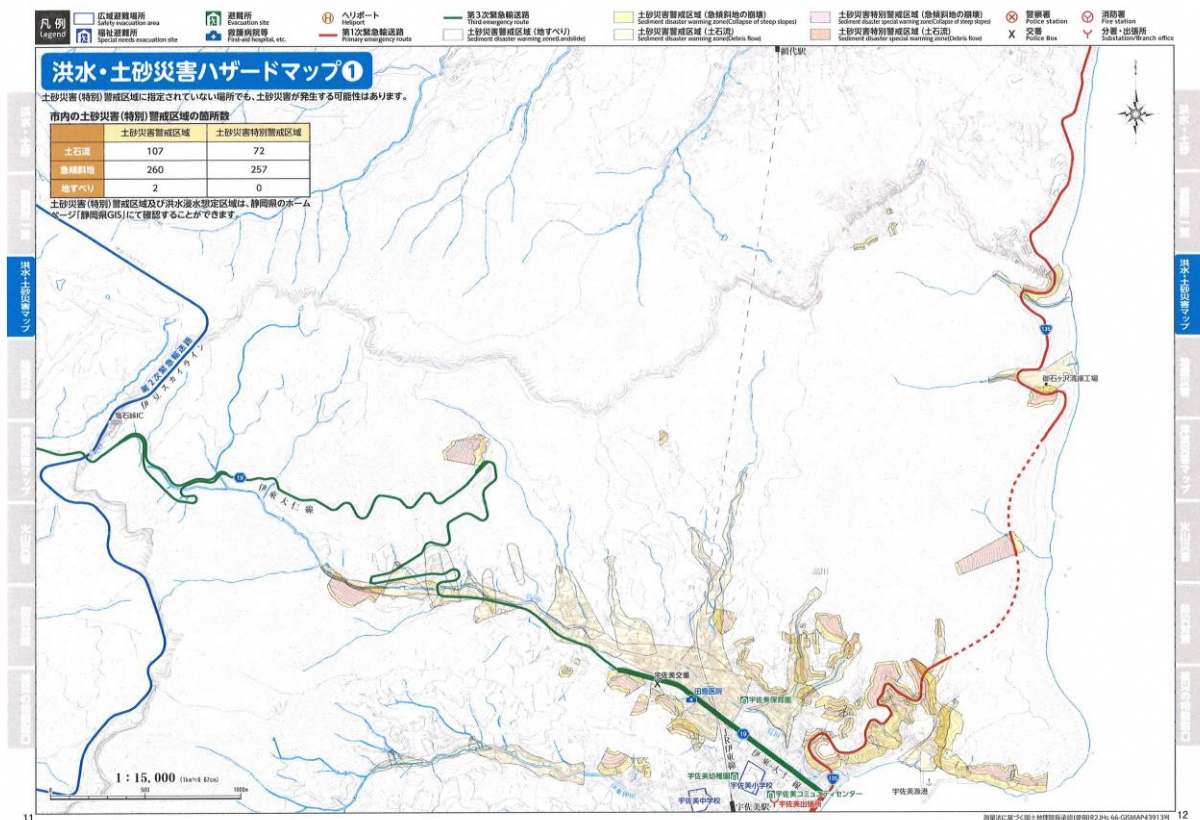
(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

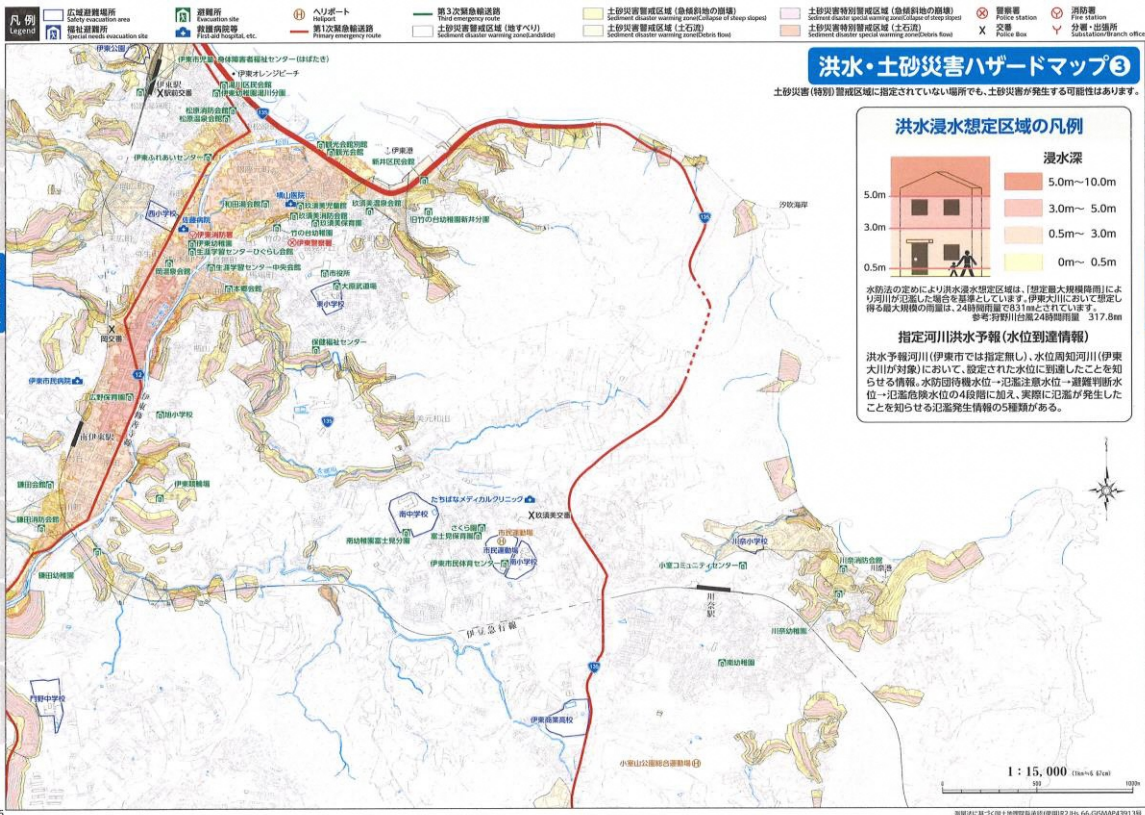
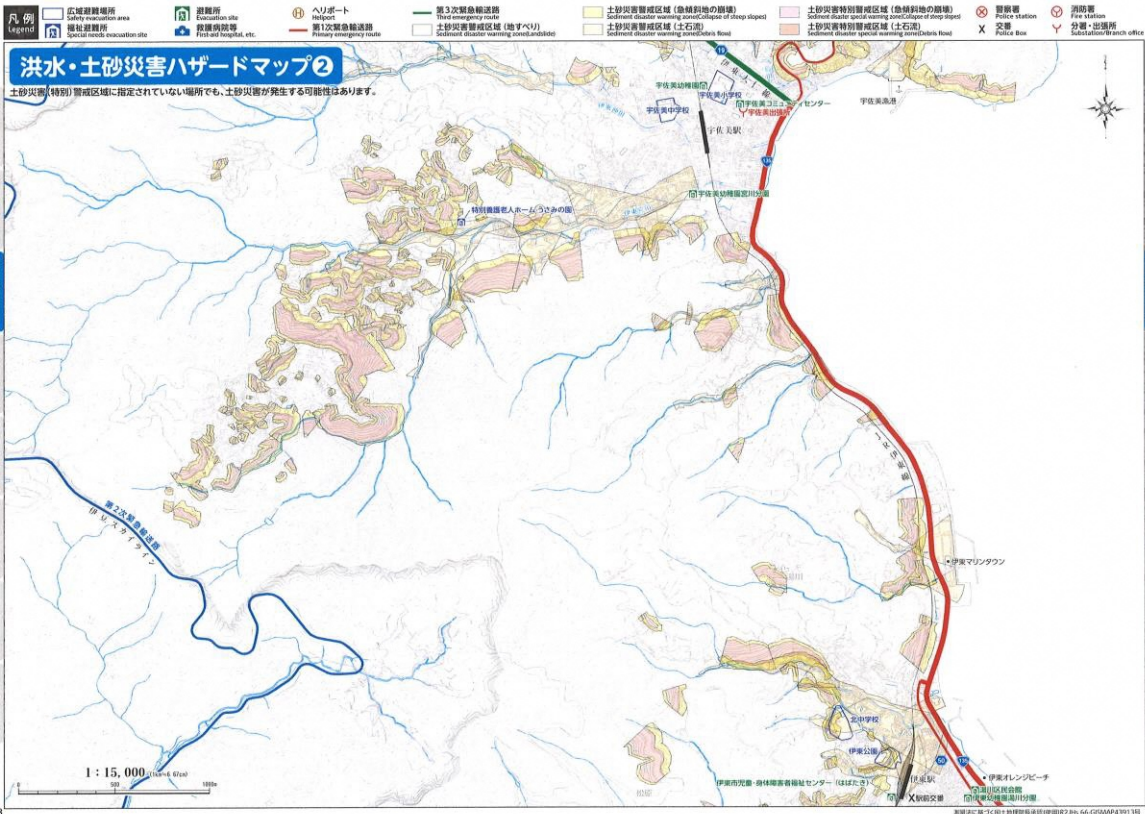
伊東市の洪水ハザードマップによると、伊東大川周辺の市街地において最大5mから10m未満の程度の浸水被害が予想されている(水防法第14条第1項に記載されている想定最大規模降雨(伊東市では24時間で831.44mmの降雨となる)により河川が氾濫した場合を基準としている。)

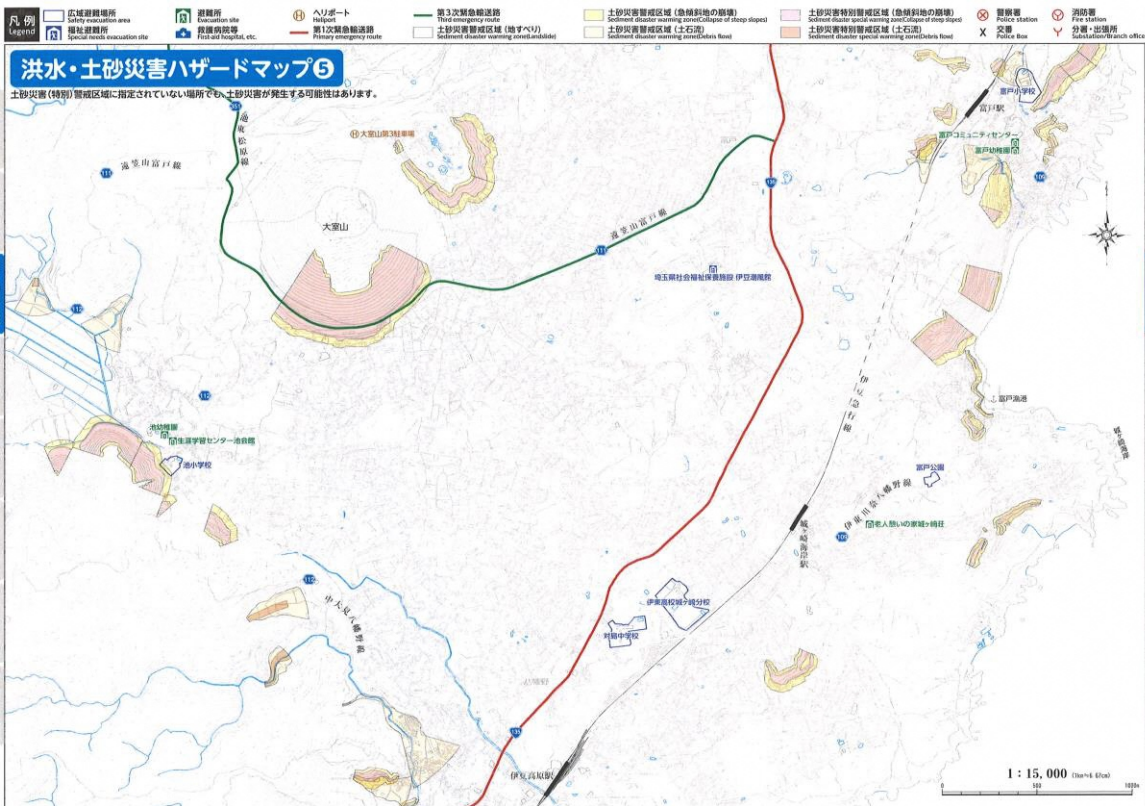
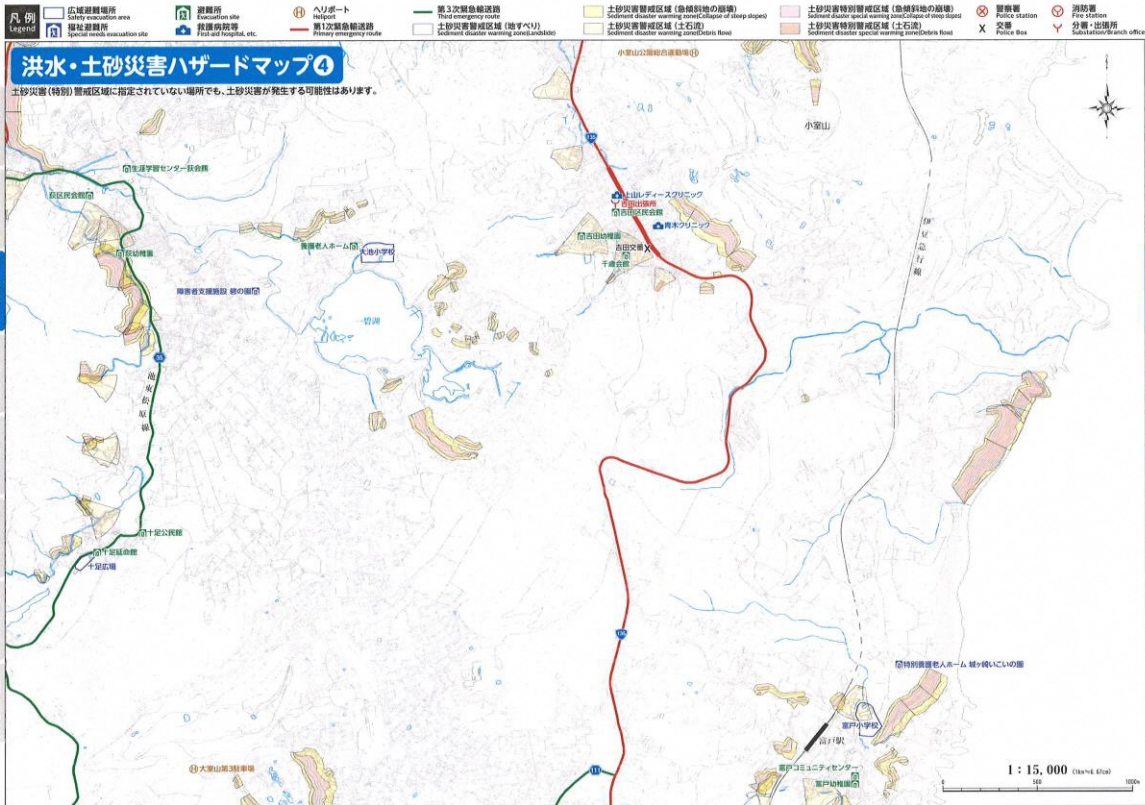
静岡県では、今後、伊東大川の支流、宇佐美地区の3河川、北川、草崎川を含めた9河川を対象に、洪水浸水想定区域(河川が氾濫した場合に浸水する区域)の指定をする見込みであり、前記対象河川の洪水浸水想定区域図を公表している。

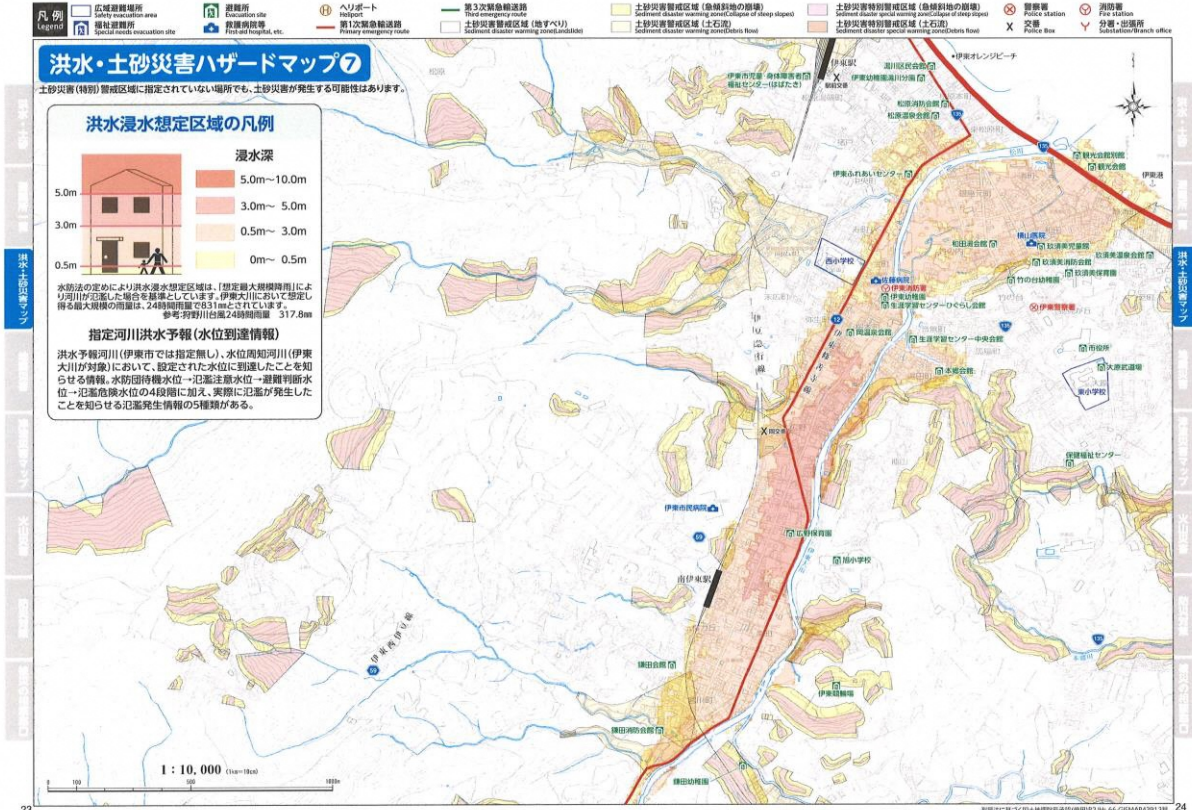
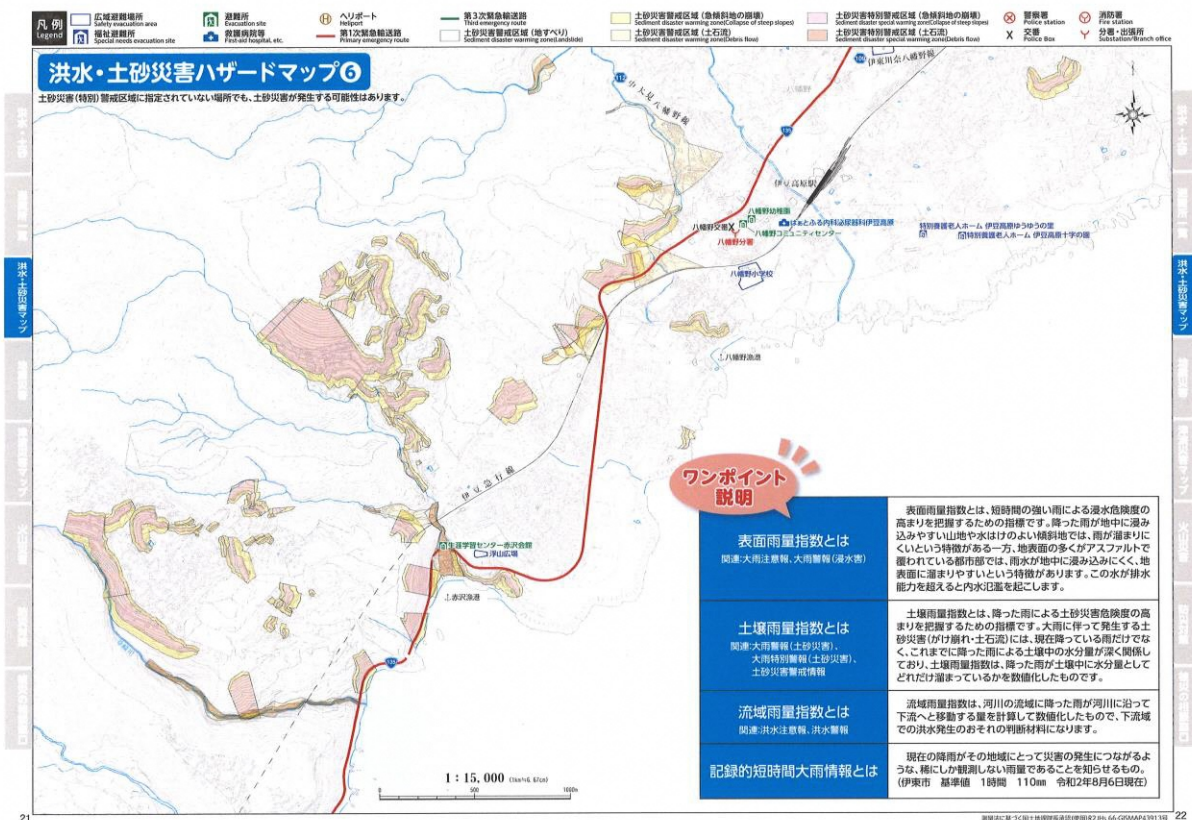
また、伊東市の土砂災害ハザードマップによると、市内の山間部を中心に静岡県が指定した土砂災害(特別)警戒区域が存在している。

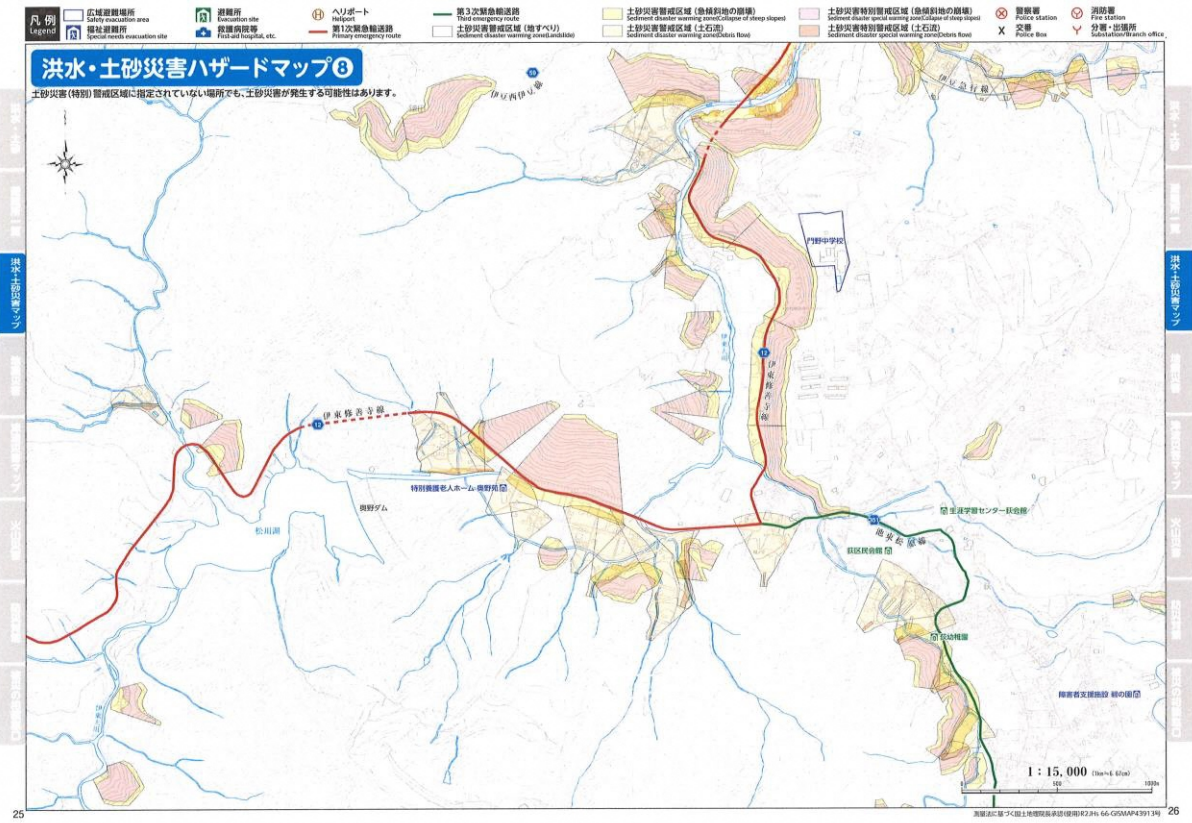
静岡県では、今後、土砂災害(特別)警戒区域の追加指定をする見込みである。











伊東市公式ホームページより引用

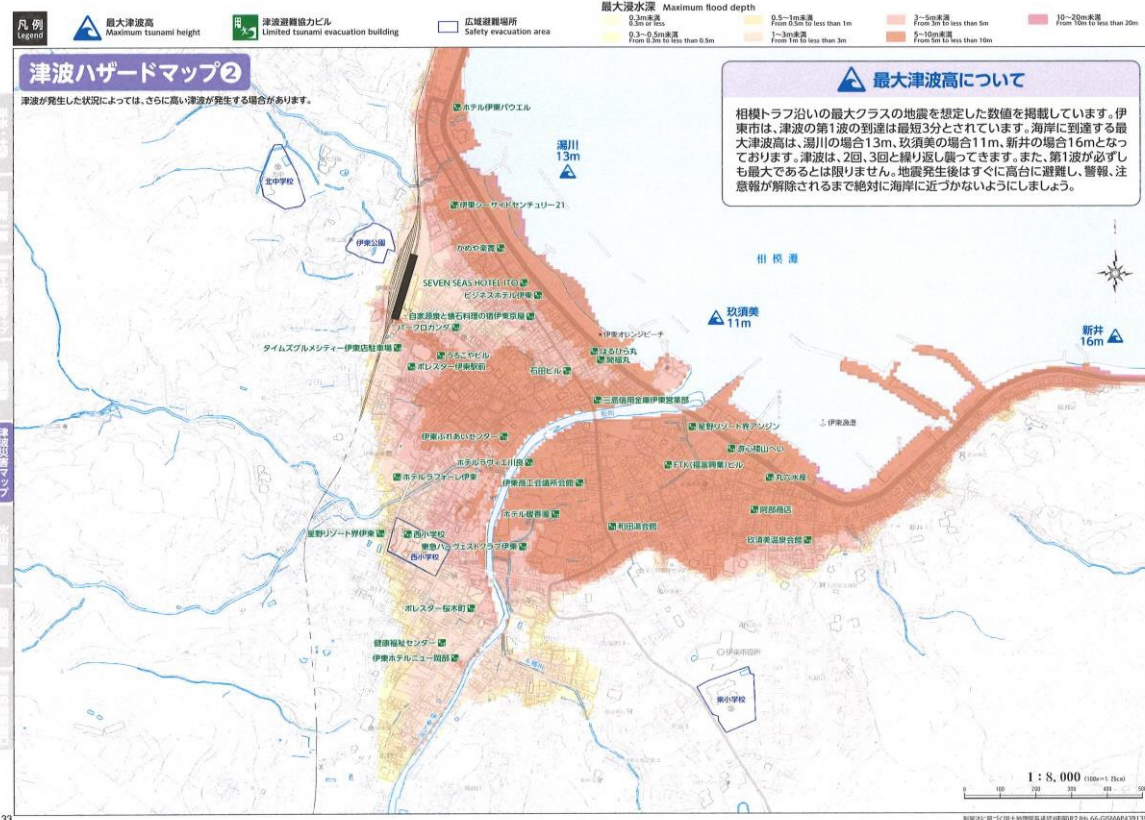
(地震：静岡県第4次地震被害想定)

静岡県第4次地震被害想定によると、伊東市に最も影響を与えるものは相模トラフ沿いで発生する最大クラスの地震であり、この地震における市内の最大震度は6弱と想定されている。

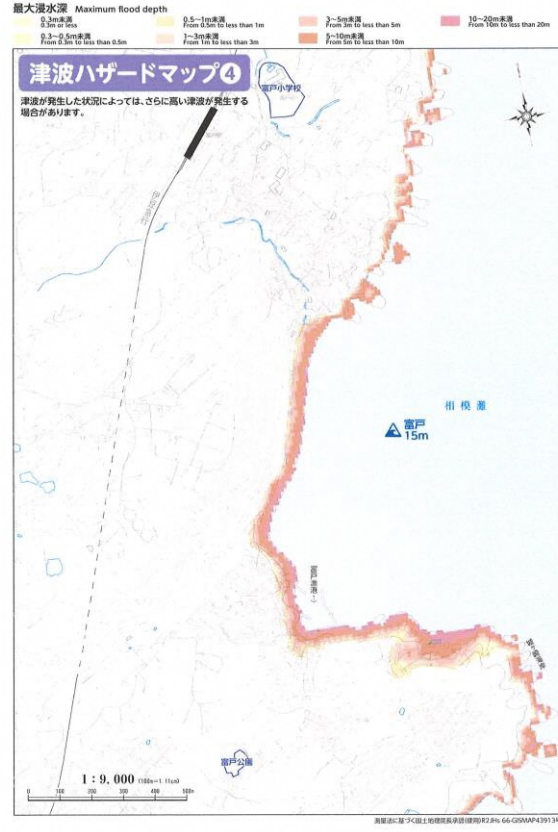
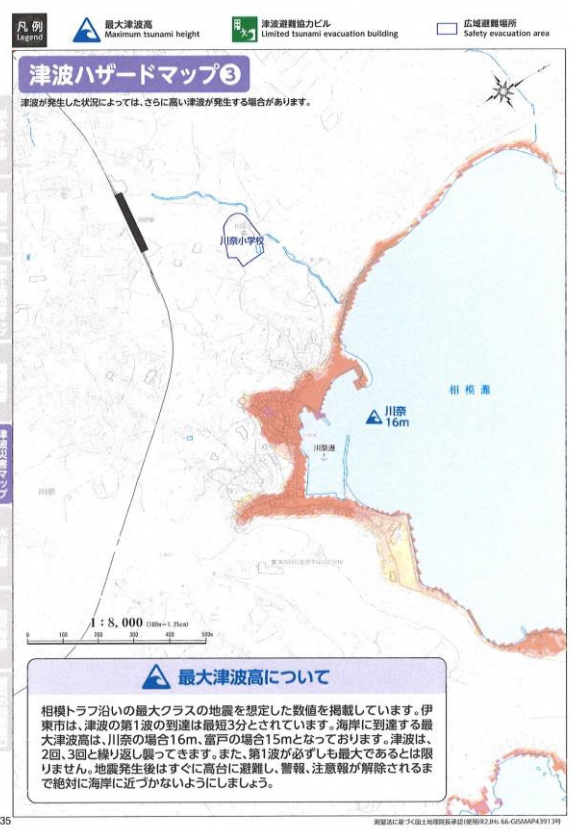
(津波：ハザードマップ)

伊東市の津波ハザードマップによると、上記の地震が発生した場合、市内の海岸沿いを中心に津波の影響を受け、海岸付近では、最大で約16mの津波の到達が想定されている。

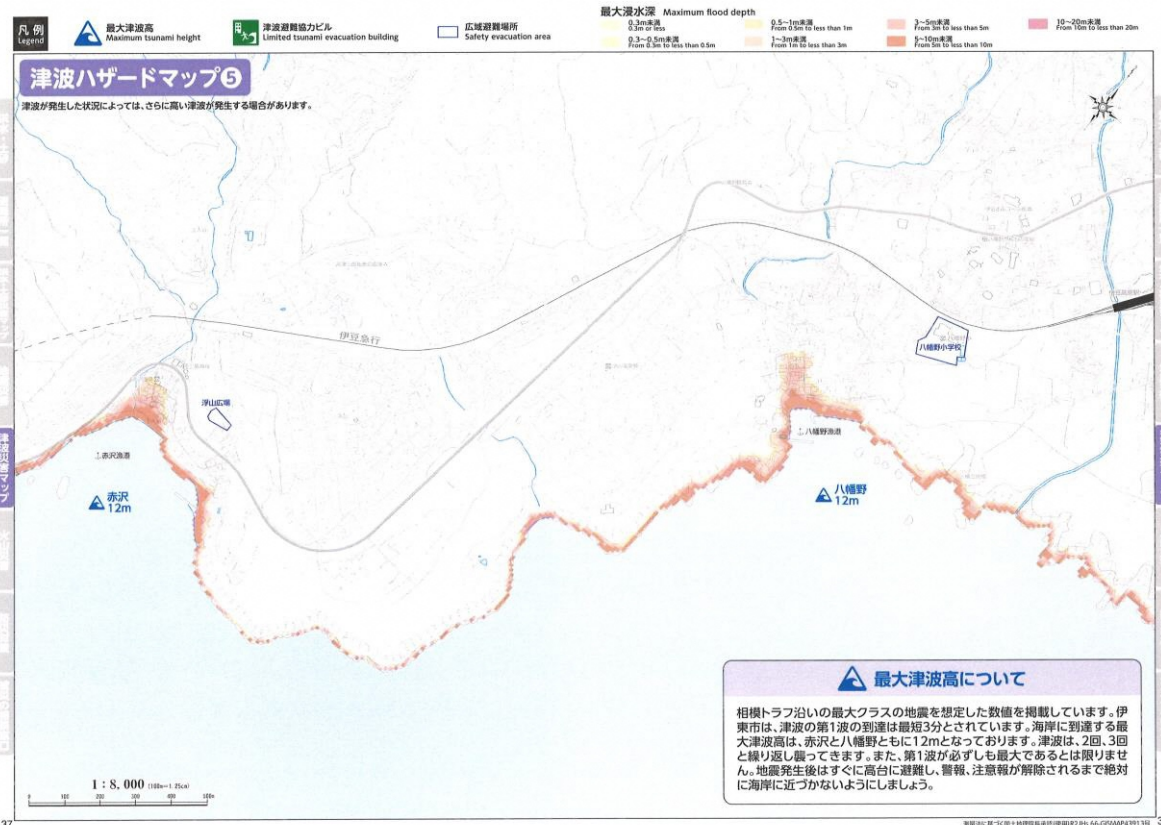




33 34



35 36



伊東市公式ホームページより引用

(火山：伊豆東部火山群防災協議会承認事項)

伊東市は、平成28年2月に伊豆東部火山群の火山災害警戒地域に指定されている。地下のマグマ活動を原因とする活発な群発地震活動が発生することがあり、マグマが更に地表のごく浅部まで上昇することで噴火に至る可能性がある。噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲は、海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する（火口が出現する）可能性のある範囲から、陸域については3.5km、海域については3kmとなっており、最大で11行政区の住民が市外への広域避難を行うこととなる。

(感染症：伊東市新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って対策実施)

新たな感染症発生時には、伊東市は新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、政府対策本部、県対策本部、相互に緊密な連携を図りつつ、感染症対策を総合的に推進する。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。

このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

また、感染拡大防止のため、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などの発令に対応した対策（外出制限、営業自粛、テレワーク、休校、各イベント中止等）を各機関が実施する場合の市民生活および地域経済への影響も想定する必要がある。

(2) 商工業の状況

- ・市内事業所数 3, 939事業所 (内、小規模事業者数3, 863事業所)

※出典：令和3年度経済センサス

<内訳>

事業所数：製造業・その他	650事業所
卸売業	159事業所
小売業	1,298事業所
<u>サービス業</u>	<u>1,832事業所</u>
	3,939事業所

小規模事業所数：製造業・その他	624事業所
卸売業	159事業所
小売業	1,295事業所
<u>サービス業</u>	<u>1,785事業所</u>
	3,863事業所

(3) これまでの取組

1) 伊東市の取組

- ・各種防災計画の策定、総合防災訓練等の防災訓練の実施
- ・アルファ米等の食料、毛布等の防災用品の備蓄
- ・総合防災ガイドブックの作成・配布、防災講話等による防災知識の周知
- ・自主防災会組織育成事業の実施
- ・災害時における通信連絡体制の整備

2) 当商工会議所の取組み

- ・小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業(普及啓発・指導助言・復旧支援)
- ・小規模事業者BCPに関する国の施策(税制優遇・金融支援)の周知
- ・小規模事業者BCP策定セミナーや個別相談会の開催
- ・伊東市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、伊東市と建設関連団体で構成される伊東建設関連業者連絡協議会(事務局：伊東商工会議所)との間に、風水害などの災害により、伊東市が所管する主要道路、建築物などに被害が発生した場合に対策業務を行うなどの防災協定を締結しているが、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、災害が発生した場合、対応を推進するノウハウ・スキル(保険・共済に対する助言など)を持った経営指導員が十分にいないといった課題がある。

また、近年の社会問題でもあるサイバー攻撃に対するセキュリティ強化支援のためのノウハウ・スキルの習得も課題である。

III 目標

伊東市総合計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会議所が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組みを行う。

(1) 管内小規模事業者へのBCP策定・事業継続力強化計画策定支援の強化(事前の安心提供)

BCP策定セミナーや個別相談会を開催するなど、市内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知し、事業継続力強化計画の認定企業を増加させる。

BCP策定もしくは事業継続力強化計画策定支援を別表4記載の連携事業を行う保険会社・保険代理店と連携して行う。

支援目標数：年間で10事業所

(2) 被害の把握・報告ルート の 確立

災害時における連絡体制を円滑に行うため、当所と伊東市における被害状況の連絡網を再構築する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害等発生後、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。自然災害に限らず、新型インフルエンザ等の感染症や、サイバー攻撃、また中小企業等の事業活動に影響を与える突発的な緊急事態についても、伊東市と協議し早急に相談窓口を設置するなど適切に対応していく。

(4) 経済活動を機能不全に陥らせないための対応強化（事後の安心提供）

発災後のいち早い復旧のため管内小規模事業者に対して資金繰り対策・リスクファイナンスの重要性を周知し、具体的な取り組みとしてビジネス総合保険の普及を別表4記載の連携事業を保険会社・代理店とともに行う。

ビジネス総合保険新規加入目標数：年間で10事業所

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

2. 事業継続力強化支援事業の内容

当所と伊東市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等により大きな被害を受けており、令和4年度に入ってから、令和4年8月の大雨、令和4年台風第14号、同第15号、令和6年1月の能登半島地震等により、被害が立て続けに発生している。近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動とその影響が全国各地で現れており、我が国にとって重要な問題である。伊東市においても、令和元年9月の台風15号、10月の台風19号では、一部大きな被害が発生し市民の財産に影響を与える災害となった。また、今後は自然災害だけでなく全国規模のウイルス感染症や伝染病、インターネットなどのネットワークを通じて、サーバやパソコン、スマホなどの情報端末に対して、金銭や個人情報を盗んだり、システムの機能を停止させることを目的とした、いわゆるサイバー攻撃に関する対策情報を周知し、応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する自然災害等リスクの周知

- ・巡回相談時に、伊東市総合防災ガイドブックや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済補償等の損害保険・共済加入など）について説明する。
- ・異常気象、地震・津波などの各種災害に対応するため、日ごろの防災訓練や身近な危険箇所・避難所等の内容を必要に応じて説明し、災害情報発表時の対応策をあらかじめ計画などに定めるよう求める。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画等に定めるよう求める。
- ・会報やホームページ、市広報などにおいて、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・発災後の早期復旧に資するビジネス総合保険の拡販を別表4に記載した保険会社・代理店と連携し行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政施策などを紹介する。その結果として経済産業省の認定企業やBCP特別保証の内定取得企業を増加させる。

2) 伊東商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、平成26年事業継続計画を作成済。適宜見直しを行う。

3) 関係団体等との連携

- ・現在、静岡県商工会議所連合会を介して連携関係にある静岡県中小企業診断士協会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや個別相談会等を実施。
- ・伊東建設関連業者連絡協議会、市内商店街など関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催

4) フォローアップ

- ・経営指導員による会員事業者に対するBCP策定の促進。
- ・必要に応じて、専門家（静岡県中小企業診断士協会、東京海上日動火災保険㈱）の意見を取り入れながら、小規模事業者のBCP施策など取組み状況を確認する。
- ・当所事業計画については、伊東市担当者との間で随時協議会を開催し、状況確認と課題・改善点について協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと想定し、伊東市と連携確認などを行う（訓練は必要に応じて実施）。

(2) 自然災害等発生後の対策

- ・自然災害等の発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。応急対策方針の決定をはじめ、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・災害発生後1時間以内に職員の安否を確認する。
- ・連絡網（電話・LINEなど）を利用した安否確認や業務従事の可否、確認できる限りの被害状況（家屋被害や道路状況等）を当所職員及び正副会頭・専務理事で共有する。その後、伊東市や近隣の商工会議所（熱海・下田）など関係団体へ連絡する。連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話・Eメールとする。また、県の報告は、伊東市から伊東商工会議所も含めて行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、伊東市における感染対策方針に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と伊東市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身の安全確保をする（警報等の状況により解除後に出勤する）。
- ・出勤できない場合は、連絡網などを利用して自己の安否や被害状況（家屋被害や道路状況など）を事務局長に報告する。
- ・職員全員が被災する等により緊急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・商工会議所の経営指導員が、訪問可能な地区内事業者を訪問し、被害状況等の確認を行う。
- ・市内被害状況を確認し、災害発生後から3日以内に当所と伊東市、近隣の商工会議所（熱海・下田）で情報を共有する。

① 応急対策の定義

応急対策とは、応急業務および事業継続するために優先度の高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、当所と伊東市が連携して行う応急業務は次の業務とする。

■ 応急対策（非常時優先業務）

- (1) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- (2) 被害調査・経営課題の把握業務
- (3) 復興支援策の活用するための支援業務

応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となる。当所と伊東市の一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥った場合は、近隣の商工会議所（熱海・下田）の応援を要請し応急対策を実施する。

上記、(2) 被害調査・経営課題の把握業務に係る内容

【被害規模】	【被害の状況】	【想定する応急対策の内容】
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・広範囲【地区内10%程度（400軒）の事業所】で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度（40軒）の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、又は、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">・緊急相談窓口の設置・相談業務・被害調査・経営課題の把握業務・復興支援策の活用するための支援業務

被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度（40軒）の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度（4軒）の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置・相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

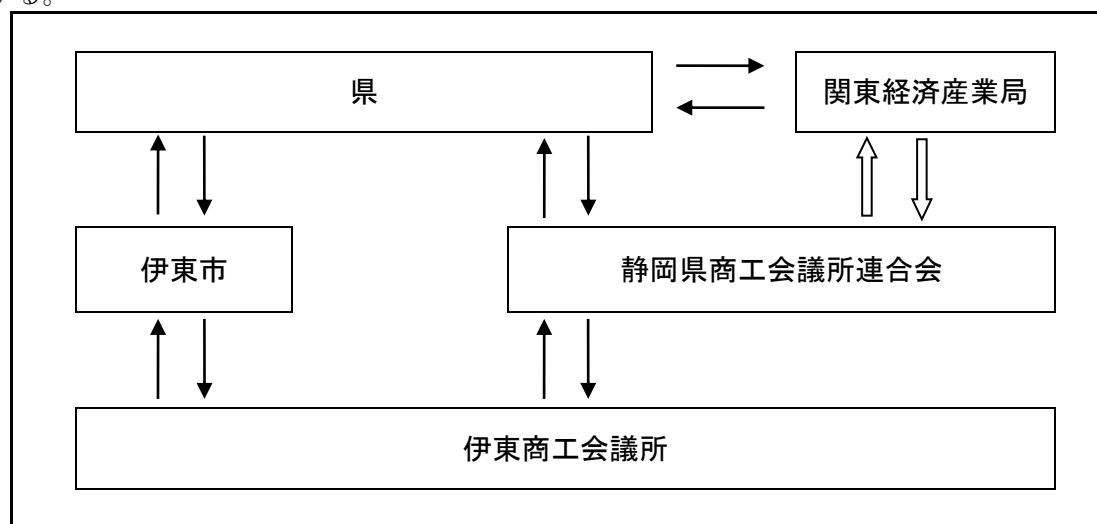
・本計画により、当所と伊東市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発生後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1か月	1日に1回共有する
1か月以降	3日に1回共有する

※サイバー攻撃に対する対策・対応については、事案毎に別表4に記載の連携先と協働で都度対応する。

(3) 自然災害等発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報を迅速に報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と伊東市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と伊東市が共有した情報を県の指定する方法にて当所または伊東市から県へ速やかに報告する。



○被害状況報告の内容

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況 ・従業員・従事者の状況
被害額（千円）	
〃 内訳	建物、機械設備、商品、その他

（４）応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、伊東市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を相談窓口・巡回相談などで確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ広報いとう・地元新聞・当所HP・SNSなどで周知する。
- ・感染症の流行に有効な被害事業施策（国や県・伊東市の施策）について、地区内小規模事業者等に対して支援策や相談窓口の設置等を行う。

（５）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・県の方針に従って、復旧・復興し、支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。
- ・他県、他地域の商工会議所との防災協定の締結（人的援助）を検討中。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

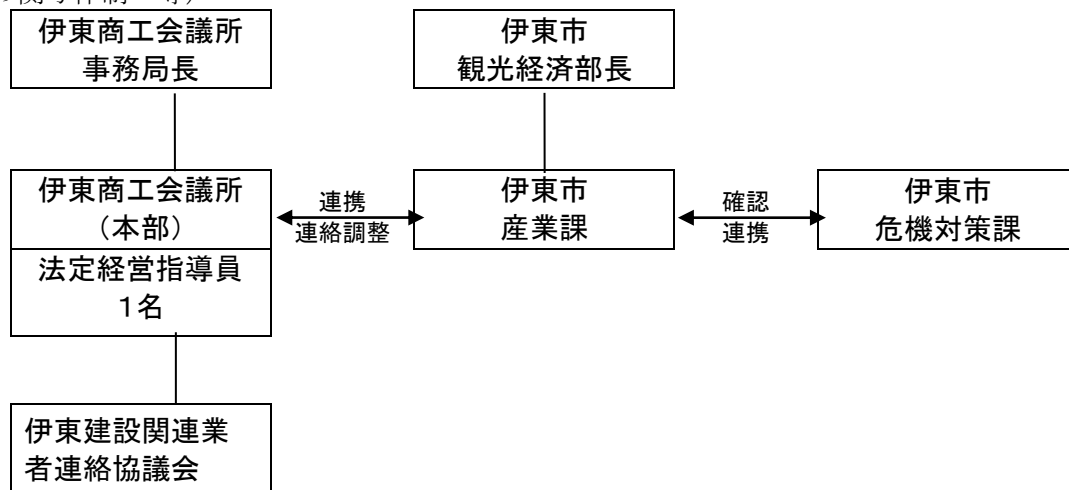
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



○当所と伊東市が共同で事業を実施するための体制

(仮称) 伊東市事業継続力強化支援協議会
(事業の企画立案・評価・見直し機関)

【構成員】伊東市産業課 商工労働係職員、伊東商工会議所：法定経営指導員1名
【外部有識者】※必要に応じて招聘する。
○専門家、連携する損保会社 (東京海上日動火災保険 (株))

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 塩谷親平 (連絡先は後述 (3) ①参照)

2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 伊東商工会議所、関係市連絡先

①伊東商工会議所

伊東商工会議所 中小企業相談所

〒414-0028 静岡県伊東市銀座元町6番11号

TEL0557-37-2500 / FAX0557-35-0637

E-mail : info@ito-cci.or.jp

②関係市

伊東市役所 観光経済部産業課

〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号

TEL0557-32-1734 (産業課商工労働係「直通」) / FAX0557-38-2867

E-mail : sangyou@city.ito.shizuoka.jp

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	500	500	500	500
・専門家派遣費	150	250	250	250	250
・セミナー開催費	150	200	200	200	200
・パンフレット・チラシ作製費	50	50	50	50	50
・動画教材	50				

調達方法

会費収入、静岡県・伊東市補助金、事業収入等

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 一般社団法人静岡県中小企業診断士協会 会長 清水 進矢 静岡県葵区御幸町3-21 ペガサート3階
2. 東京海上日動火災保険株式会社 静岡支店 理事 静岡支店長 東 秀明 静岡県葵区紺屋町17-1 葵タワー13階
3. 株式会社ライフコンパス 代表取締役 染矢 耕一郎 伊東市湯川3-11-2 サンタイムビル4階
4. 有限会社キャスコンサルタント 取締役社長 高柳 眞吾 伊東市吉田319/静岡県伊東市川奈1254-35
連携して実施する事業の内容
1. ①小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援に係る個別相談会等の開催
2. ①小規模事業者に対する災害リスクの周知および対策としてのビジネス総合保険の普及 ②小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援 ③BCP関連セミナーの開催
3. 上記2と同じ
4. 上記2と同じ
連携して事業を実施する者の役割
1. ①小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画認定支援個別相談会等の専門家派遣
2. ①ビジネス総合保険の相談・加入勧奨 ②BCP策定、事業継続力強化計画策定ツール・ノウハウの提供 ③BCP普及促進セミナー・リスクファイナンスセミナー・サイバーセキュリティセミナーの講師派遣、 個別相談会時の専門家派遣
3. 上記2と同じ
4. 上記2と同じ

連携体制図等

